

3 改正障害者基本法について

第1章 総則（全体にかかわる決まりごと）

第1条 目的（目指すこと）

この法律は、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障害があってもなくても分けられず、一人ひとりを大切にする社会（つぎからは「共生社会」といいます）をつくるために、自立や社会参加を支援する法律や制度をよりよいものにしたたり、つくったりすることを旨とします。

第2条 定義（この法律で使われている言葉の意味）

障害のある人とは、身体障害や知的障害のある人や、発達障害を含めた精神障害のある人、その他の障害のある人で、障害や社会的障壁（社会のかべ）によって、暮らしにくく、生きにくい状態が続いている人をいいます。

社会的障壁（社会のかべ）とは、障害のある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、つぎのようなものです。

- ことば（たとえば、早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明）
- 物（たとえば、段差、むずかしい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のない信号）
- 制度（たとえば、納得していないのに入院させられる・医療費が高くて必要な医療が受けられない・近所のともだちと一緒に学校に行くことが認められないことがあること）
- 習慣（たとえば、障害のある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障害のある人が子ども扱われること）
- 考え方（たとえば、障害のある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障害のある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障害のある人は結婚や子育てができない）

第3条 地域社会における共生等（みんなと一緒にまちで暮らすこと）＜基本原則1＞

共生社会をつくるために、つぎのことを目指します。大事なことは、障害のある人が障害のない人と同じ人権をもっていて、大切な人として認められ、人間らしく暮らし、生きる権利があることです。

- 障害のある人みんなが、社会のすべての場面に参加できるようにすること
- 障害のある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らせるようにすること
- 障害のある人みんなが、手話などのことばや必要なコミュニケーション（気持ち伝えること）の方法（点字、指字、触手話、要約筆記、筆談、わかりやすいことば）を選ぶことができるようにすること。また、情報を手に入れたり、使ったりする方法を選ぶようにすること